

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から13年7月まで

20歳のころ、母親が町役場に行ったところ、「親の収入があるから、国民年金保険料を払ってください」と言われ、その場で母親が国民年金の加入手続をして1万2,000円ぐらいの国民年金保険料を納付した。その後も母親が納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料について申立人は、申立人の母親が納付していたと主張しているが、これを行ったとする申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続の際に納付した1万2,000円以外には、納付していないと供述している。

また、申立人は平成8年4月22日に国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳に到達した6年7月までさかのぼって国民年金の資格を取得しており、この時点で申立期間は、時効が到来しておらず、保険料を納付することは可能であるが、申立人の母親にはさかのぼって国民年金保険料を一括納付した記憶は無い。

さらに、申立人が所持する平成8年度の納付書には、領収印が押印されていない上、申立人が居住する町の国民年金被保険者名簿にも、申立期間に係る保険料は未納と記載されている。

一方、平成8年4月22日に申立人の国民年金の加入手続を行った際に、1か月分の国民年金保険料額に近い1万2,000円ぐらいの額を納付したとする申立人の母親の記憶は明確である上、加入手続時の保険料の納付については申立人及び申立人の父親の記憶も明確である。

加えて、平成8年3月の保険料については、加入時点で納期限を迎えておらず、納付可能であったことから、申立人の母親が納付したとする保険料は、8年3月の保険料であったと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から46年3月まで

申立期間の保険料については、市役所職員から年金制度や特例納付の説明を受けた上で、社会保険事務所から郵送された納付書を使い、夫の分と併せて近隣の金融機関で特例納付した記憶がある。夫は特例納付しており、私の国民年金保険料も確実に納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和46年9月に夫婦連番で払い出されており、加入手続を行った時点以降に未納期間は無い。

また、申立人が所持する領収書から、申立人及びその夫は長年に渡り、夫婦同時に国民年金保険料の納付を行っていたと確認できる。

さらに、第2回特例納付が実施された時点で申立人は28か月分以上、夫は70か月分以上の国民年金保険料を納付しなければ、国民年金の受給要件を満たすことができない状態であり、申立人の夫は特例納付していることから、申立人もその夫と同様、将来のために特例納付したとの主張に不自然さは無い。

加えて、申立人の夫は、申立人の受給要件を満たすのに必要な納付月数に相当する納付対象期間が記載された納付書によって、特例納付していることを踏まえると、申立人は、申立人の夫の納付対象期間が記載された納付書によって納付したとみられることから、70か月分の特例納付を行ったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年3月まで

私は、昭和41年11月ごろ、役場の職員から国民年金の任意加入を勧められ、国民年金に任意加入した。国民年金保険料は、毎月自宅に集金に来た人に200円ぐらいずつ納め、国民年金手帳に押印してもらった記憶があるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除いて国民年金加入期間中に国民年金保険料の未納は無い。

また、確認できる範囲で保険料の納付に遅れが無く、加入期間の大半が任意加入期間であり、申立人の国民年金に対する意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の居住する町では、昭和27年4月ごろから納税貯蓄組合が設置され、町に納める税と料のすべてを毎月集金しており、申立人もこの組合に加入していることから、申立期間のみ国民年金保険料の集金に応じなかったとは考えにくい上、申立人が記憶している保険料額も申立期間当時の保険料額とほぼ一致する。

加えて、申立期間直後の昭和42年4月以降は、20年間近く未納すること無く任意加入の保険料を納付し続けており、任意加入した直後の5か月間のみ未納となることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、A社に勤務していた昭和44年3月は、厚生年金保険に未加入となっていた。同社を退職したのは、同年3月31日のため、資格喪失日は同年4月1日となるはずである。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社員カード、辞令及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に昭和44年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年2月の社会保険庁の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から10年2月まで

私は、結婚と同時に国民年金に加入し、その手続及び国民年金保険料の納付はすべて夫に任せていた。保険料の納付は、納税組合の担当者が集金していたと思う。申立期間当時は自営業を営んでおり、経営状況は悪くなかったため、夫が納付済みで私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとされる申立人の夫からは当時の状況を確認できないため、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は申立期間直後から免除申請しており、申立人の夫は平成11年1月に法定免除となる直前まで国民年金保険料を納付していることから、申立人の保険料を申立人の夫が納付していたとの主張と齟齬がある。

さらに、申立人は「申立期間当時、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたと思う。」としているが、申立人が居住していた市の納税組合は昭和50年ごろには減少傾向にあり、59年の時点で1組織しか存続していなかったことが当時の資料から確認でき、申立期間である平成9年当時、保険料を同組合で納めていた可能性は低く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和19年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和39年5月から41年11月まで

国民年金の加入手続は私が成人したその月に父親が市役所で行い、国民年金保険料は町内の婦人会が集金に訪れ、毎月私が納付していた。そのため、婚姻を契機に国民年金に加入したことはあり得ず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続をしたとされる申立人の父親は既に他界しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人は「婚姻を契機に国民年金に加入したことは無く、昭和41年末ごろに申立人の国民年金手帳の氏名変更手続をした。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は42年1月に払い出され、41年12月に任意加入被保険者の資格を取得しており、任意加入被保険者資格を喪失する60年3月までに未納が無いことから、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された41年末ごろに国民年金に加入したと考えるのが自然である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらず、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から49年3月まで
申立期間当時、夫が私の国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料を町の銀行で納めてくれていた。そのため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとされる申立人の夫は、「昭和47年ごろは保険料を納付していたが、48年は景気が悪くて納めていなかったかもしれない。」と述べており、申立期間当時の保険料の納付状況が定かでない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年9月に払い出されており、申立人の主張どおりこのころ国民年金に加入したと考えられるが、翌月の同年10月から47年3月まで申立人は厚生年金保険に加入しており、この間も国民年金保険料を納付し続けていたと推認できる形跡が無く、さらに、国民年金手帳が届いたとする時期や国民年金の保険料額等について申立人の夫の記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた市に保管されていた国民年金被保険者名簿でも、申立期間の国民年金保険料は未納となっており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 690

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年6月まで

申立期間の国民年金保険料は当時同居していた伯母が納付していた。当時の年金手帳は引っ越しをした際に紛失してしまったが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の伯母は既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年5月に払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、ほかに申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払いだされたこともうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料(家計簿、日記等)も無いため、当時の状況については不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成2年3月まで
私が学生だったころの国民年金保険料は、母親が前納してくれていたはずである。卒業後も自分でまじめに納付を続けており、今になって申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとされる申立人の母親は、申立人が20歳になった昭和63年ごろに加入手続をしたとしているものの、申立期間当時、年金手帳を入手したことがなく、平成2年ごろに郵送で届いたと述べている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年5月に払い出されており、申立人及びその母親が初めて入手したとする年金手帳には、「初めて被保険者になった日」欄に2年4月1日と記載されているが、この時期は申立人が大学を卒業して国民年金に強制加入となり、当該年金手帳が郵送されてきた時期と一致することから、申立人はこのころ国民年金に加入したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は任意加入期間であるため、さかのぼって資格を取得し保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 63 年 9 月まで
平成 2 年 9 月に結婚した後、市役所から未納期間の国民年金保険料を^{さかのぼ}遡って納付できるとの通知が届いた。「時効のため全額は納付できない。」と言われた記憶があるが、申立期間については納付していると思うので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 1 月ごろに払い出されており、このころ申立人は国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点で申立期間に係る国民年金保険料は既に時効で納付できなかつたと考えられる。

また、申立人は国民年金の加入手続後、厚生年金保険被保険者であった期間以外の国民年金保険料を^{そきゆう}遡及して 3 万円から 7 万円納付したとしているが、申立期間当時、申立人が申立期間を含む未納期間の保険料を納付したとすると、その保険料額は 25 万円以上となり、申立人の記憶する納付金額と大きく乖離^{かいり}し、現在納付記録のある昭和 63 年 10 月から平成元年 4 月までの期間及び 2 年 10 月の保険料を納付したとすると、6 万円程度であり、申立人の記憶する納付金額に近い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年2月までの期間、同年5月から49年3月までの期間及び56年6月から59年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年8月から48年2月まで
②昭和48年5月から49年3月まで
③昭和56年6月から59年2月まで

会社を退職した際、市役所で国民年金と国民健康保険の手続を行うように言われており、すぐ国民年金と国民健康保険の加入手続をし、保険料を毎月市役所に納付書で納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民健康保険に加入していたので、国民年金にも加入していたと思っていたと述べているが、申立期間当時、申立人の居住していた市においては、国民健康保険と国民年金の加入手続は別々に行う必要があったが、申立人は国民健康保険の加入手続については覚えていたが、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月に夫婦連番で払い出されており、申立人及びその妻は昭和61年度の国民年金保険料から納付を開始していることから、申立人はその妻と共に61年6月ごろに国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は申立期間当時の国民年金手帳についての記憶が無いなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 694

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から44年12月まで
申立期間については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納めていたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は申立期間当時、勤務先の社長に勧められて、国民年金に加入したと述べているものの、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の妻は申立期間当時、国民年金保険料は給与天引きされていたかもしれないとしているが、申立人の妻の給与明細を見ても、国民年金保険料が給与天引きされていたとは推認し難く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無いため、納付状況は不明である。

さらに、申立人夫婦は昭和38年5月ごろ国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は41年8月ごろ夫婦連番で払い出されており、その時点で申立期間の一部は既に時効により納付することができなかった。加えて、46年10月前後に再度、別の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることなど、申立人夫婦が住所異動した際、国民年金に係る手続を適切に行っていなかったことがうかがえる。

このほか、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立期間直後の昭和45年1月から46年3月までの期間の国民年金保険料を47年3月10日に過年度納付していることから、申立人夫婦が保険料の納付を開始した時点で、申立期間は特例納付によるほかは既に時効で納付できなかった可能性があるが、申立人夫婦は特例納付により納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から44年12月まで
申立期間については、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納めていたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は申立期間当時、勤務先の社長に勧められて、国民年金に加入したと述べているものの、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は申立期間当時、国民年金保険料は給与天引きされていたかもしれないとしているが、申立人の給与明細を見ても、国民年金保険料が給与天引きされていたとは推認し難く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無いため、納付状況は不明である。

さらに、申立人夫婦は昭和38年5月ごろ国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は41年8月ごろ夫婦連番で払い出されており、その時点で申立期間の一部は既に時効により納付することができなかった。加えて、46年10月前後に再度、別の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることなど、申立人夫婦が住所異動した際、国民年金に係る手続を適切に行っていなかったことがうかがえる。

このほか、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立期間直後の昭和45年1月から46年3月までの期間の国民年金保険料を47年3月10日に過年度納付していることから、申立人夫婦が保険料の納付を開始した時点で申立期間は特例納付によるほかは既に時効で納付できなかった可能性があるが、申立人夫婦は特例納付により納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から50年3月まで
昭和46年2月に結婚した妻は全納しているにも関わらず、私の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の両親は既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人及びその弟の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月から同年2月ごろに払い出されており、申立人の居住する市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及びその弟の昭和50年度の国民年金保険料は51年2月7日に一括納付され、51年度以降は同じ日に保険料が納付されていることから、申立人の両親が51年1月から2月ごろ、申立人及びその弟に係る国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を始めたと考えられる。

さらに、申立人はこれまでに交付された国民年金手帳は現在所持しているオレンジ色の手帳(昭和49年11月以降に交付されている様式のもの)のみだと述べているほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえず、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から57年3月まで

申立期間当時、私の両親が住んでいた地区の区長から私の国民年金の加入について勧められ、母か姉が私の国民年金の加入手続を行った。家業を営んでいたこともあり、国民年金保険料は払込書が送付されると、母親がほかの税金等と一緒に小切手で、口座から納付したはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、大学生で、申立人の両親とは別に他県に居住していたため、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入を申立人の母親に勧めたとする区長は既に他界しており、申立人の母親も「勧められるまま加入した。」と述べているのみで、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年12月20日に払い出されており、このころ国民年金に加入したと考えられ、申立期間の一部は時効となり、さらに、申立人の母親及び申立期間当時、申立人の両親と同居し、申立人の保険料の納付に母親と共に関わっていたとする申立人の姉にはさかのぼって保険料を一括納付した記憶は無い。

加えて、申立人の姉も申立期間について国民年金には未加入である。

そのほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年10月まで

平成4年4月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、同年11月に厚生年金保険に加入するまでは、妻が私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間について妻は納付済みとされているのに、私は未加入とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら市役所で申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、加入手続に係る記憶は曖昧である上、申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の妻も保険料の納付に係る記憶は無く、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時、申立人は退職共済年金の受給権者であり、国民年金の任意加入対象者となる。

さらに、申立人が居住している市役所保有の国民年金被保険者名簿にも、申立期間に係る加入記録は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和5年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和37年7月から38年5月まで
申立期間については、長男出産のため私が入院中だったので、義母が私の国民年金保険料を納めてくれていた。しっかり納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を行ったとされる申立人の義母から事情を確認できないため、当時の状況は不明である。

また、申立人が現在所持している国民年金手帳（昭和36年4月1日発行）の昭和37年度の検認記録を見ると、昭和37年4月から6月までは検認印が押されているが、同年7月以降は検認印が無く、さらに、申立期間直後の38年6月12日に国民年金の被保険者資格を喪失している。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から40年3月まで
私は、国民年金がもらえるかどうか分からないと噂^{うわさ}になったため、国民年金保険料を一時期納めていなかったが、その後、国民年金はやめることができないと言われたこと等から、納めていなかった時期の保険料を3枚の納付書で銀行の窓口で納付した。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「次男が小学4年生になった昭和42年ごろ、未納であった国民年金保険料を社会保険事務所の納付書で納めた。」と述べているものの、保険料をさかのぼって納付できるのは制度上2年前までであることから、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、この当時は特例納付もできない時期である。

また、申立人が3枚の納付書で納付したと記憶する国民年金保険料の合計額は、昭和42年に時効の範囲内である40年4月までさかのぼって過年度納付した場合の金額とほぼ一致しており、申立人は42年ごろ、未納であった40年4月から42年3月までの保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間については、申立人の妻も未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和4年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和37年7月から40年3月まで

私は、国民年金がもらえるかどうか分からないと噂^{うわさ}になったため、国民年金保険料を一時期納めていなかったが、その後、国民年金はやめることができないと言われたこと等から、納めていなかった時期の保険料を3枚の納付書で銀行の窓口で納付した。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「次男が小学4年生になった昭和42年ごろ、未納であった国民年金保険料を社会保険事務所の納付書で納めた。」と述べているものの、保険料をさかのぼって納付できるのは制度上2年前までであることから、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、この当時は特例納付もできない時期である。

また、申立人が3枚の納付書で納付したと記憶する国民年金保険料の合計額は、昭和42年に時効の範囲内である40年4月までさかのぼって過年度納付した場合の金額とほぼ一致しており、申立人は42年ごろ、未納であった40年4月から42年3月までの保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間については、申立人の夫も未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から同年12月まで

私は、平成4年8月に、それまで勤めていた会社を退職した。その時、母からすぐに国民年金に加入しないと年金受給額が減ってしまうと言われ、市役所で国民年金の加入手続をした後、申立期間に係る国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年1月ごろに払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金の第3号被保険者として加入し、時効にかからない5年1月から6年9月までの第1号被保険者期間に係る国民年金保険料を納付したと考えられ、申立期間に係る保険料は時効により納付することはできなかったと推測される。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市の国民年金加入記録にも、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらず、申立人は申立期間後に転居した町で国民年金に加入したと考えられる。

さらに、申立人が記憶している保険料額は、申立期間当時の保険料額と相違する上、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付方法について申立人の記憶は曖昧であり、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年9月までの期間及び52年11月から55年1月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年4月から52年9月まで
②昭和52年11月から55年1月まで

昭和46年4月ごろ、市役所から付加保険料のお知らせが送付され、義理の母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料と付加保険料を納付してくれていた。

義理の母親の付加保険料は納付済みとなっているのに、申立期間の付加保険料について私が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、78か月及び27か月とそれぞれ長期間である。

また、申立人は、付加年金の加入手続及び付加保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の義理の母親は他界しており、付加年金の加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、申立人が保管している昭和46年度発行の国民年金手帳には、付加年金に加入した年月日の記載が無い上、申立人が居住していた市では通常、定額保険料及び付加保険料を記載した国民年金保険料領収書を発行しているところ、申立人が保管している48年度から54年度までの国民年金保険料領収証書には、定額保険料と付加保険料の合計額ではなく、すべて定額保険料額のみが記載されている。

加えて、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年6月まで
会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳に、申立期間に係る国民年金被保険者資格の記録は見当たらない上、申立期間以外にも複数の未加入期間があり、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていなかった可能性がある。

また、申立期間に係る国民年金保険料額や納付時期について申立人の記憶は曖昧であり、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 3 月から同年 7 月まで (A 事業所)
②昭和 32 年 7 月から昭和 34 年 6 月まで
(B 事業所)
③昭和 37 年 1 月 13 日から同年 4 月 2 日まで
(C 事業所)
④昭和 37 年 4 月 26 日から昭和 38 年 5 月 1 日まで
(D 事業所)
⑤昭和 38 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(E 事業所)

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

毎月の給料から保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①の A 事業所が厚生年金保険の新規適用となったのは、社会保険事務所の記録によると昭和 47 年 10 月 2 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

申立期間②の B 事業所については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号 1 番 (昭和 30 年 1 月 1 日取得) から B 事業所の最後の被保険者である同番号 31 番 (昭和 34 年 4 月 1 日取得) までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず

ず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

また、B事業所は既に全喪しており、申立期間当時の社会保険事務担当者に聴取したところ、「入社した者全員について直ちに社会保険の加入手続を行ったわけではない。」との証言があった。

申立期間③のC事業所については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号520番（昭和36年11月14日取得）から同番号529番（昭和37年4月18日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

また、C事業所は既に全喪しており、申立期間当時の事業主の妻に申立期間当時における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間④のD事業所については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号26番（昭和36年2月1日取得）から同番号36番（昭和38年10月26日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

また、D事業所は、申立人が在籍した記録が確認できないとしており、申立期間当時における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況についても照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間⑤のE事業所については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号16番（昭和36年5月1日取得）から同番号25番（昭和41年4月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

また、E事業所は既に全喪しており、同事業所の商業登記簿により確認した元役員からは、「6か月程度の試用期間を置いたことがある。」との証言があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月ごろから 35 年 7 月ごろまで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

また、申立てに係るA事業所があったと説明しているB市を管轄する社会保険事務所が管理する事業所名簿において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。申立人は当初、申立事業所の名称をC事業所と申立てていたことから、同事業所名についても調査したが、同様に社会保険事務所の記録において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

さらに、申立人が勤務したとしているA事業所は、所在地を管轄する法務局では同事業所の商業登記の記録を確認することは出来ない。

加えて、商業登記簿謄本により、A事業所とは異なる業種（飲食業）ではあるものの、申立期間後の昭和 62 年 11 月 30 日に、商号をA事業所と類似するD事業所に変更した事業所がB市内にあったことを確認することができたが、同事業所は、B市を管轄する社会保険事務所が管理する事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年ごろから 33 年ごろまで
②昭和 33 年ごろから 36 年 8 月まで
③昭和 41 年ごろから 42 年 8 月 2 日まで

社会保険事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①はA船(船舶所有者B)で、申立期間②はC船(船舶所有者D)で、申立期間③はE船(船舶所有者F)で船員として勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①について、社会保険事務所が管理する船員保険名簿において、申立人が覚えていたB氏が船舶所有者になっている船に関する船員保険加入記録が確認されたが、申立人の氏名及び申立人が挙げた同僚の氏名は見当たらない。

また、船舶所有者に照会したところ、「申立人が九州に帰るのに困っていたので、乗せてあげただけである。」との証言を得た。

申立期間②について、申立人が船舶所有者D宅として挙げた電話番号に連絡をしたが別人宅であった。

また、申立人が挙げた同僚は既に死亡しているため、その妻から聴取したが船員保険の適用、保険料控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、この同僚についてもC船での船員保険期間を確認することはでき

ない。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和 35 年 9 月から申立期間の最終月までは別の船で船員保険に加入しており、この船で同時期に被保険者であった者から聴取したところ、「申立人とは確かに一緒に勤務した。」としており、その業務内容は申立人が C 船で挙げたものと一致している。

申立期間③について、申立人は E 船において昭和 42 年 8 月 2 日から船員保険に加入している記録となっているところ、それ以前の 41 年から船員保険に加入していたとの申立てであるため、社会保険事務所が管理する E 船の船員保険名簿により、申立人の同船における資格取得日以前に被保険者資格を取得したすべての被保険者名を確認したが、申立人名は見当たらなかった。

また、申立人は当初、E 船はマグロ漁船であったとしているが、船舶所有者 F 宅及び G 漁業協同組合に照会したところ、サバ釣り漁船であると証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。